

エコマーク商品類型 No.103「衣服 version 2.1」、No.104「家庭用繊維製品 version 2.1」  
および No.105「工業用繊維製品 version 2.1」認定基準の一部改定（案）について

エコマーク商品類型 No.103「衣服 version 2.1」、No.104「家庭用繊維製品 version 2.1」  
および No.105「工業用繊維製品 version 2.1」は、商品区分、対象製品に関する説明および  
マーク下段の環境情報表示について、以下のとおり軽微な改定を行う。

軽微な改定（下線部を追加、見消部を削除）

No.103「衣服version 2.1」

6.その他

(1)商品区分は(中略)

「ただし、セット販売される衣服については、4-1.A～Gの区分を適用せず、商品区分は  
ブランド名毎とし、4-1.(1),(8),(13),(17),(21),(26)および(31)に規定するリサイクル繊維配合  
率または未利用繊維配合率、b、cまたはdの選択肢毎とする。セット販売される衣服に  
限り、エプロンおよびネクタイをセット販売に含めることができるものとする。」

No.105「工業用繊維製品 version 2.1」

解説

2.対象について

（最終行に追加）

「合成皮革については、日本標準商品分類においてプラスチック製基礎材料に分類され  
ており、繊維ではないことから本商品類型の対象外とした。ただし、合皮基布は一般的に  
布を用いていることから、繊維製の合皮基布は本商品類型の対象とした。」


No.103「衣服 version 2.1」、No.104「家庭用繊維製品 version 2.1」およびNo.105「工業用繊維製品 version 2.1」

6.その他

(2)マーク下段表示は、下記に示す環境情報表示とする。なおエコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、左揃えの1段または2段表示を矩形枠で囲んだものとし、6.(1)に規定する選択肢とそれぞれ対応する「未利用繊維 %」または「未利用繊維 %以上」、「反毛繊維 %」または「反毛繊維 %以上」、「ポリマーリサイクル繊維 %」または「ポリマーリサイクル繊維 %以上」、「再生PET繊維 %」または「再生PET繊維 %以上」(PET以外のポリマーリサイクル繊維はこれに準じる表示とする)、「ケミカルリサイクル繊維 %」または「ケミカルリサイクル繊維 %以上」、「無漂白」、「過酸化水素漂白」、「使用後回収・リサイクルする衣服」、「有機栽培」または「リユース製品」と記載すること。未利用繊維および反毛繊維を配合した作業用手袋は「未利用繊維・反毛繊維 %」または「未利用繊維・反毛繊維 %以上」と記載すること。ポリマーリサイクル繊維およびケミカルリサイクル繊維を配合した製品は、一段目に「ポリマーリサイクル繊維 %」または「ポリマーリサイクル繊維 %以上」、二段目に「ケミカルリサイクル繊維 %」または「ケミカルリサイクル繊維 %以上」と記載し、すること。再生PET繊維の用語を用いる場合は、上記の一段表示に準じ記載すること(PET以外のポリマーリサイクル繊維はこれに準じる表示とする)。

%は申込製品の該当繊維の配合率を記載すること(整数値1桁目以下切り捨て)。ただし、4-1.(1),(8),(13),(17),(26)および(31)に規定する表2、5、7、9、12 および14 繊維毎の表生地に対する基準配合率に基づいた申込製品は、「(表生地) 繊維 %」または「(表生地) 繊維 %以上」とし、上記に準じ別表2 のとおり記載すること。

別表 2

<p>4-1.(1),(8),(13),(17),(21),(26) および(31)において a,b,c,d の選択肢から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生 PET 繊維</li> <li>製品全体の総質量割合を選択したもの</li> </ul> <p>(ポリマーリサイクル繊維を選択したものは素材名を具体的に記載する本表示例も使用可能です)</p>	<p>(下段表示) 再生 PET 繊維○% または 再生 PET 繊維○%以上</p> <p>* は該当繊維の配合率を記載すること(整数値1桁目以下切り捨て)。 * 同一商品区分内で該当繊維の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。 * PET 以外のポリマーリサイクル繊維はこれに準じる表示とする</p>	
--	---	---

2005 年 5 月 13 日改定

以上